

石川県公報

平成30年5月25日

第13108号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (厚生政策課) 1
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同) 1
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同) 2
- 一般国道の区域の変更 (道路整備課) 2
- 県道の区域の変更 (同) 2
- 一般国道の供用の開始 (同) 3
- 県道の供用の開始 (同) 3

- 道路の占用を制限する区域の指定 (同) 3
- 都市計画の変更 (都市計画課) 4
- 都市計画の変更 (同) 5

公 告

- 政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課) 5
- 予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) 9
- 予防接種を行う医師に係る公告 (同) 10
- 予防接種を行う医師に係る公告 (同) 11
- 予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) 11
- 予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) 13
- 予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) 13
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課) 14

告 示

石川県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 共永	白山市上野町東95-1	デイサービス 共永	白山市上野町東95-1	平成24年 3月31日
社会医療法人財団董仙会	七尾市富岡町94番地	介護療養型老人保健施設 恵寿鳩ヶ丘	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦 15、39番8	平成30年 4月30日

石川県告示第250号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人 共永	白山市上野町東95-1	デイサービス 共永	白山市上野町東95-1	平成24年 3月31日

石川県告示第251号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会医療法人財団董仙会	七尾市富岡町94番地	介護療養型老人保健施設 恵寿鳩ヶ丘	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦 15、39番8	平成30年 4月30日

石川県告示第252号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、平成30年5月25日から同年6月8日まで縦覧に供する。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
305号	小松市符津町△161番1地先から 小松市符津町△166番1地先まで	旧	13.98~14.48	48.0	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	14.25~18.40	48.0	
"	小松市符津町イ94番2地先から 小松市符津町イ96番12地先まで	旧	13.96~13.99	56.0	"
		新	14.36~18.19	56.0	
"	小松市蓑輪町口103番1地先から 小松市蓑輪町口103番1地先まで	旧	13.92~14.15	24.0	"
		新	15.85~16.27	24.0	
"	小松市矢田野町ホ208番1地先から 小松市矢田野町ホ16番1地先まで	旧	14.16~14.51	74.0	"
		新	14.16~15.89	74.0	

石川県告示第253号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、平成30年5月25日から同年6月8日まで縦覧に供する。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
庵鶴浦大田新線	下記区間を道路区域から除外する。				中能登土木 総合事務所 維持管理課
	七尾市庵町ア15番地先から 七尾市江泊町へ13番2地先まで		3.40~14.75	690.8	

"	下記区間を道路区域に編入する。			"
	七尾市庵町ア2番1地先から 七尾市庵町ア78番地先まで		7.75~24.75 329.5	
矢作松任線	白山市布市一丁目121番地先から 白山市徳丸町300番1地先まで	旧	7.86~32.04 850.6	石川土木 総合事務所 維持管理課
		新	12.00~42.01 850.6	

石川県告示第254号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年5月25日から同年6月8日まで縦覧に供する。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
305号	小松市符津町ム161番1地先から 小松市符津町ム166番1地先まで	平成30年5月25日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
"	小松市符津町イ94番2地先から 小松市符津町イ96番12地先まで	"	"
"	小松市蓑輪町口103番1地先から 小松市蓑輪町口103番1地先まで	"	"
"	小松市矢田野町ホ208番1地先から 小松市矢田野町ホ16番1地先まで	"	"

石川県告示第255号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年5月25日から同年6月8日まで縦覧に供する。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
庵鶴浦大田新線	七尾市庵町ア2番1地先から 七尾市庵町ア97番1地先まで	平成30年5月25日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、平成30年5月25日から同年6月8日まで縦覧に供する。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	305号	小松市符津町ム161番1地先から 小松市符津町ム166番1地先まで	南加賀土木総合事務所維持管理課
〃	〃	小松市符津町イ94番2地先から 小松市符津町イ96番12地先まで	〃
〃	〃	小松市蓑輪町口103番1地先から 小松市蓑輪町口103番1地先まで	〃
〃	〃	小松市矢田野町ホ208番1地先から 小松市矢田野町ホ16番1地先まで	〃

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年5月25日

石川県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
珠洲都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	変更する区域 珠洲都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び 珠洲市建設課
内浦及び能都都市計画都市計画区 域の整備、開発及び保全の方針	変更する区域 内浦都市計画区域及び能都都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び 能登町建設課
輪島都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	変更する区域 輪島都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び 輪島市建設部都市整備課
穴水都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	変更する区域 穴水都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び 穴水町基盤整備課
富来及び志賀都市計画都市計画区 域の整備、開発及び保全の方針	変更する区域 富来都市計画区域及び志賀都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び 志賀町まち整備課
七尾都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	変更する区域 七尾都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び 七尾市建設部都市建築課
羽咋都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	変更する区域 羽咋都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び 羽咋市産業建設部地域整備課
津幡都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	変更する区域 津幡都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び 津幡町産業建設部都市建設課
川北都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	変更する区域 川北都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び 川北町土木課

石川県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり

都市計画を変更した。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
輪島都市計画道路 3・4・2号小伊勢袖ヶ浜線	(1) 追加する区域 輪島市小伊勢町下午房河原、中段町堂ノ下、中段町長口及び水守町中ノ瀬の各一部 (2) 削除する区域 輪島市小伊勢町正田坪、小伊勢町舞田及び小伊勢町上島田の各一部 (3) 変更する区域 輪島市小伊勢町大河原、水守町川フゴ、水守町タキシヤ及び釜屋谷町老の各一部	石川県土木部都市計画課及び輪島市建設部都市整備課
輪島都市計画道路 3・4・4号小伊勢稲舟線	(1) 追加する区域 輪島市小伊勢町下午房河原、小伊勢町日隅、中段町堂ノ下、小伊勢町上島田、小伊勢町下島田、水守町向川原及び宅田町老八の各一部 (2) 削除する区域 輪島市稲屋町老、小伊勢町丸垣内、小伊勢町広田、小伊勢町蟹谷内、小伊勢町上山下、小伊勢町大蛇、小伊勢町下山下、小伊勢町舞田、宅田町式老及び気勝平町の各一部 (3) 変更する区域 輪島市小伊勢町正田坪、小伊勢町東ノ腰、小伊勢町灰塚、宅田町老九、宅田町式〇、宅田町式四、宅田町式五、宅田町式六、宅田町式七、宅田町式三、宅田町老式、宅田町老老、宅田町九及び宅田町の各一部	石川県土木部都市計画課及び輪島市建設部都市整備課

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
教育用コンピュータ 仕様書のとおり
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成30年8月31日
- (4) 納入場所
別途指定する場所
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該

金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成30年石川県告示第145号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類をそれぞれに定める日時までに、4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書の例示品以外で入札に参加する場合は、当該物品が例示品と同等であること。

平成30年6月14日(木)午後5時

- (2) 当該物品を確実に納入できること。

平成30年6月21日(木)午後5時

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成30年7月5日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年7月5日(木)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Computers for school education

According to specifications

(2) Delivery date

By 31 August 2018

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 5 July 2018

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

パーソナルコンピュータ 211台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年8月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成30年石川県告示第145号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力

団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成30年6月21日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年7月5日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成30年7月5日(木)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal Computer 211 Units

(2) Delivery date

By 31 August 2018

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 5 July 2018

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
上野 恭一	県内全域	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院
吉田 晶代	〃	〃
林 憲史	〃	〃
谷村 航太	〃	〃
山崎 恵大	〃	〃
加賀谷 侑	〃	〃
西谷 雅樹	〃	〃
高嶋 勇志	〃	〃
山本 大樹	〃	〃
引地 俊文	〃	〃
河野 達彦	〃	〃
東 恭子	〃	〃
豊岡 達志	〃	〃
安田 康平	〃	〃
中島 啓貴	〃	〃
江村 純正	〃	〃
高橋 健	〃	〃
安本 眞衣	〃	〃
前田 貴智	〃	〃
沖野 一晃	〃	〃
矢部 友久	〃	〃
伊藤 綾	〃	〃
山上 幹	〃	〃
牧本 和彦	〃	〃
木村 亮堅	〃	〃
森河 万莉	〃	〃
多田 康剛	〃	〃
藤井 愛	〃	〃
林 憲史	〃	七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック
山崎 恵大	〃	〃
安田 康平	〃	〃
安本 眞衣	〃	〃
豊岡 達志	〃	〃
江村 純正	〃	〃
高橋 健	〃	〃
中島 啓貴	〃	〃
前田 貴智	〃	〃
高 島 央	〃	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院

松田裕介	〃	〃
釜蓋明輝	〃	〃
杉田浩章	〃	〃
杉下和之	〃	〃
高野晃暢	〃	〃
西前徳繁	〃	〃
大嶋一彰	〃	〃
竹内良太郎	〃	〃
北村浩司	〃	〃
海老沢武志	〃	〃
北川浩太	〃	〃
山田健太郎	〃	〃
安井正英	〃	七尾市松百町八部3番地の1 独立行政法人国立病院機構 七尾病院
新田歩	〃	鳳珠郡穴水町字川島夕の8番地 公立穴水総合病院
山崎愛大	〃	〃
松田織音	〃	〃
織田悠吾	〃	〃
田中健雄	〃	志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院
野原隆弘	〃	〃
中曽根裕子	〃	野々市市横宮町67番1号 ヴイテンののいち1F 医療法人なかそねひふ科クリニック
藤木俊寛	〃	能美市大浜町ノ85番地 国民健康保険能美市立病院
三谷裕介	〃	〃
姥浦一太	〃	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院
吉倉昌平	〃	〃
野村章洋	〃	〃
森雅之	〃	〃
寶達明彦	〃	〃
鈴木信博	〃	〃
山田真平	〃	〃
中村太一	〃	〃
中村美穂	〃	〃
谷内裕輔	〃	〃
土屋雅信	〃	〃
木田綾子	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
清水陽	県内全域	羽咋市的場町松崎24番地 公立羽咋病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
廣 正 修 一	県内全域	七尾市田鶴浜町リ部11番地1 田鶴浜診療所
大久保 裕 章	〃	七尾市本府中町ワ-5 七尾松原病院
羽 場 祐 介	〃	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院
高 田 智 司	〃	〃
中 尾 庸 人	〃	〃
中 野 泰 斗	〃	〃
中 川 朋 美	〃	〃
加 藤 佑 樹	〃	〃
高 相 裕 司	〃	〃
小 川 泰 弘	〃	能美市緑が丘11-71 医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院
前 川 直 人	〃	〃
川 尻 良 太	〃	〃
牧 田 将 徳	〃	〃
高 田 明 子	〃	〃
久 野 貴 広	〃	〃
洞 谷 祐 己	〃	〃
加 藤 貴 士	〃	金沢市本江町8番18号 加藤整形外科医院
加 藤 日出治	〃	〃

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
村 岡 正 裕	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院	平成30年3月31日
中 山 祐 子	〃	〃
荒 木 来 太	〃	〃
岩 崎 秀 紀	〃	〃
松 井 崇 生	〃	〃
新 田 歩	〃	〃
釜 蓋 明 輝	〃	〃
高 橋 芳 徳	〃	〃
井 端 孝 義	珠洲市宝立町鶴飼3番地22 井端内科医院	〃
新 田 佑 輔	七尾市本府中町ワ-5 七尾松原病院	平成30年4月1日
向 井 清 孝	七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック	〃

羽山智之	〃	〃
高藤早苗	〃	〃
中山佳苗	〃	〃
松浦寿一	〃	〃
志摩純一郎	〃	〃
田邊稔明	〃	〃
久保幸美	〃	〃
坂口裕之	〃	〃
山口浩輝	〃	〃
足立浩樹	〃	〃
松井佑樹	〃	〃
足立浩樹	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	〃
津山健	〃	〃
高藤早苗	〃	〃
羽山智之	〃	〃
宮田岳人	〃	〃
藤巻芳寧	〃	〃
久保幸美	〃	〃
倉知園	〃	〃
内山勝晴	〃	〃
志摩純一郎	〃	〃
田邊稔明	〃	〃
宮澤正樹	〃	〃
小川尚彦	〃	〃
材木隆	〃	〃
松浦一	〃	〃
中山啓	〃	〃
坂口裕之	〃	〃
山口浩輝	〃	〃
清水一秀	〃	〃
稲端翔太	〃	〃
北林朋宏	〃	〃
竹村朋子	〃	〃
金山智之	〃	〃
笠田篤郎	〃	〃
白橋徹志郎	鹿島郡中能登町末坂2-60-1 鳥屋診療所	〃
酒井勉	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院	〃
亀谷仁郁	〃	〃
眞舘周平	〃	〃
安田秀明	〃	〃
柿木嘉平太	〃	〃
山城薫	〃	〃
中野泰斗	〃	〃
岡本義之	〃	〃
上野和音	〃	〃
吉田智香子	〃	〃
川口光平	〃	〃

熊井理美	〃	〃
中西智樹	〃	〃
宮澤英恵	〃	〃
朝野俊一	〃	〃
島田良浩	〃	〃
中曾根裕子	能美市緑が丘11丁目71番地 医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	〃

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
村岡正裕	加賀市作見町リ36番地 加賀市医療センター	平成29年12月25日

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
寺川裕史	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院	平成30年3月31日
浦田亮介	〃	〃
懸川誠一	〃	〃
筒井泰史	〃	〃
重原一慶	〃	〃
内藤伶奈人	〃	〃
青木由宇	〃	〃
斉藤剛克	〃	〃
中條正博	七尾市田鶴浜町リ部11番地1 田鶴浜診療所	平成30年4月1日
古川幸夫	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院	〃
植田修右	羽咋郡宝達志水町荻市ほ1番地1 国民健康保険志雄病院	平成29年3月31日
八木麻理子	能美市緑が丘11丁目71番地 医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	平成30年4月1日
佐伯昌一	〃	〃
加藤久人	〃	〃
石田善博	〃	〃
荒木崇博	〃	〃
和田明梨	加賀市作見町リ36番地 加賀市医療センター	平成29年12月25日
木場隼人	〃	〃
余川順一郎	〃	〃

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
野々市市柳町土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
野々市市柳町127番地2
- 3 設立認可の年月日
平成26年7月24日
- 4 変更認可の年月日
平成30年5月16日